

## 調査業務請負契約書(案)

「平成24年度二酸化炭素削減技術実証試験事業  
(国庫債務負担行為に係るもの)」のうち、  
「二次元弾性波探査ベースライン観測」

日本 C C S 調査株式会社

\* \* \* \* \*

## 調査業務請負契約書

日本 CCS 調査株式会社（以下「甲」という。）と\*\*\*\*\*（以下「乙」という。）とは、甲が行う二次元弾性波探査ベースライン観測業務（以下「本業務」という）に関し、次の通り調査業務請負契約を締結する。

1. 業 務 名 称 二次元弾性波探査ベースライン観測業務
2. 業 務 内 容 本業務は、以下の2つの項目からなり、詳細は、第1条に定める。  
(1)現 場 調 査（二次元弾性波探査 データ取得）  
(2)デ ー タ 処 理
3. 業 務 期 間 平成25年 7月12日～平成26年 2月28日(予定)
4. 現場調査期間 平成25年 8月15日～平成25年 8月25日(予定)
5. 調 査 場 所 北海道苫小牧市 苫小牧港西港沖合(港湾区域内)  
(別紙 図-1-(1)、図-2-(1)測線配置図参照)
6. 業務請負代金 金\*\*、\*\*\*、\*\*\*円也  
(別途消費税等\*、\*\*\*、\*\*\*円を支払う。)  
業務請負代金内訳  
(1)現 場 調 査（二次元弾性波探査データ取得） \*\*\*、\*\*\*円  
(2)デ ー タ 処 理 \*\*\*、\*\*\*円

但し、第2条の定めに従い、業務請負代金を乙に支払うものとする。

7. 待機作業料金 1日あたり 金\*、\*\*\*、\*\*\*円  
(別途消費税等\*\*\*、\*\*\*円を支払う。)
8. 支 払 条 件 検収月の翌月末現金払いとする。  
但し、検収月が3月となった場合は、平成26年3月31日までに支払うものとする。

(総 則)

第 1 条 本業務の実施は①本契約、②甲の「二次元弾性波探査ベースライン観測業務仕様書」並びに③乙の「実施計画書」及び④技術確認打ち合わせ議事録等（以下②③④の文書を総称して「仕様書」という。）の定めによるものとする。尚、これらの文書相互間に齟齬が生じた場合は、①②④③の順に優先するものとする。

2. 乙は、本契約及び仕様書並びに甲の指示に基づき、本業務を誠実に実施しなければならない。

(業務請負代金)

第 2 条 甲は、乙が本業務を実施するために要する費用として、頭書第 6 項に定める業務請負代金を乙に支払う。

2. 甲の指示に基づき、業務内容の追加、変更等があった場合は、頭書第 6 項の業務請負代金を別途協議の上、精算するものとする。

(日報の提出)

第 3 条 乙は、本業務において甲が指定する期間中、甲の承認した書式による日報を作成して甲に提出し、甲の認印を得なければならない。

(成果品の納入及び検収)

第 4 条 乙は、仕様書に定める成果品を各々の期限に従い甲に提出し、甲の検査を受けなければならない。甲は成果品受領後遅滞なく検査し、結果を乙に通知しなければならない。

2. 前項の検査の結果、仕様書の定めに適合せず、甲より修正を要求されたときは、乙は遅滞なくこれに応じ、甲の再検査を受けなければならない。
3. 前各項の検査に合格したとき、乙は甲に該当する成果品を引渡すものとし、仕様書に定める全ての成果品の引渡しを以って本業務の完了、検収とする。

(契約の変更等)

第 5 条 甲は、必要がある時は、本業務の内容変更もしくは一時中止、又は打ち切りを行うことができるものとする。

2. 甲が本業務の打ち切りを行った場合において乙が損害を受けた時、甲は乙に対して当該損害の賠償をするものとする。この場合の賠償額は甲、乙協議して定める。

3. 甲が本業務の内容変更もしくは一時中止を行った場合、それによる影響相当分、業務期間が延長され、業務請負代金に変更されるものとする。

(期間の延長)

第 6 条 乙は、乙の責に帰することのできない事由、又はその他正当な事由により頭書第 4 項に規定する現場調査期間内に現場調査を完了する事ができないことが明白となったときは、甲に対して遅滞なくその事由を明らかにした書面により現場調査期間の延長を求めることができるものとする。この場合における延長日数は、当該事由による影響相当分とする。

2. 前項の場合、当該延長による影響相当分、業務請負代金が甲乙協議の上、変更されるものとする。
3. 乙は、乙の責に帰すべき事由により業務期間内に本業務を完了する事ができない場合は、業務期間終了の翌日から起算して遅延 1 暦日につき頭書第 6 項に規定する業務請負代金（検査に合格し、引渡し済みの成果品があるときは、その成果品に相当する金額を除く）の 1,000 分の 1 相当額の遅延金を遅延に係る損害賠償金として甲に支払うものとする。但し、遅延金の総額は、業務請負代金の 10 分の 1 を上限とする。

(第三者に対する損害の負担)

第 7 条 乙は、本契約の現場調査に当たり、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。但し、乙の責に帰さない事由による場合はこの限りではない。

尚、乙の負う賠償金額は 1 事故あたり見積金額相当額を上限とする。

(事業主としての責任)

第 8 条 乙は、本業務の実施に関し、必要なあらゆる法律、政令、規則等並びに甲の規則、規定その他甲の指示する事項に従うものとし、万一これを遵守しないことによって生ずるあらゆる責任、損害、求償、要求及び出費に関してはその性質の如何を問わず、一切乙の責任と負担において処理し、甲および他のいかなる第三者にも累を及ぼさないものとする。

2. 甲および乙は、業務期間中、本業務で使用する自らの資機材（乙については調査船および下請負者の資機材を含む）に関するいかなる損傷または損失、また、本業務を行う自らの人員（乙については下請者の人員を含む）に関する傷害または死亡

について、その原因の如何に拘わらず自らの責任において解決するものとし、相手方を免責するものとする。

(秘密の保持)

第 9 条 乙（乙の管理下にある要員を含む。）は、本業務によって得た全ての情報及び本業務の成果一切について秘密を保持し、甲の事前の書面による承諾がない限り、一切第三者に開示、漏洩してはならない。

(官庁申請等)

第 10 条 乙は、現場調査の実施に係る官公庁等に対する許可・届出、その他の申請手続きを乙の責任と負担において行うものとする。

2. 前項の定め拘らず、現場調査実施のために必要とする漁業補償等に関する地元交渉については、乙の協力を得て、甲がその責任と負担において行う。

(保 険)

第 11 条 甲および乙は、現場調査に使用する自らの資機材（乙については調査船および下請負者の資機材を含む）についての損害保険を、現場調査を行う自らの人員（乙については下請負者の人員を含む）について労災保険を、自己の負担により付保しなければならない。

2. 乙は、現場調査を実施するにあたり、調査船に関する船舶保険および船主責任保険を自己の負担により付保しなければならない。

(不可抗力)

第 12 条 天災地変その他自然的または人為的な事象で、甲・乙いずれもその責に帰すことが出来ない事由により本業務の実施が困難もしくは不可能となった場合、甲・乙両者は誠意をもってその後の措置を協議の上決定する。

(権利義務の譲渡)

第 13 条 甲および乙は、本契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し又は担保の目的とすることはできない。但し、文書による相手方の承認を得た時はこの限りではない。

(協 議)

第 14 条 本契約に定めのない事項又は本契約条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上これを決定するものとする。

上記契約の証として本書 2 通を作成し、甲・乙両者記名捺印の上各 1 通を保有する。

平成 2 5 年 月 日

甲 東京都千代田区丸の内一丁目 7 番 1 2 号  
日本 C C S 調 査 株 式 会 社  
代表取締役社長 石 井 正 一

乙 \* \* \* \* \*  
\* \* \* \* \*  
\* \* \* \* \*